精検受診率の状況に応じた、助言内容の組み合わせについて

以下4つの類型に応じて、助言内容等を組み合わせる。

1 類型と組合せ

- I 精検受診率が基準値未満の検診の中で、未把握率≥未受診率である検診が半数以上の自治体 精検結果未把握率を下げ、類型 I から類型 II に移行するための取組
- II 精検受診率が基準値未満の検診の中で、未把握率<未受診率である検診が過半数の自治体 精検未受診率を下げ、類型Ⅱから類型Ⅲに移行するための取組
- Ⅲ 実施した過半数以上のがん検診で精検受診率が基準値達成している自治体 <u>基準値未達成の検診の精検未把握率又は精検未受診率を下げ、類型Ⅲから類型Ⅳに移行するため</u> の取組
- IV 実施した全てのがん検診で精検受診率が基準値達成している自治体 引き続き、精検受診率向上に向けたメッセージ
- 要精検者 0 人 実施する全てのがん検診で要精検者 0 人であった自治体 要精検者が出た際は、引き続き、精検受診率向上に向けたメッセージ

2 助言内容

(1) 次の類型に移行するための取組

精検結果未把握率を下げ、類型Ⅰから類型Ⅱに移行するための取組

- ア 精検結果把握体制の構築
 - 精検結果報告書(東京都統一様式)や都指針掲載の様式類の導入
 - ・精検結果回収ルートの整備

都内の状況をみると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。

- 例1)精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告
- 例2)精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告
- ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記(例:精検実施日から1か月以内に返却など)
- ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する (例:3か月、6か月、1年後の計3回の確認など)。
- ・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精 検機関に配布しておく。
- イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示

精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。

精検未受診率を下げ、類型Ⅱから類型Ⅲに移行するための取組

- ア 一次検診受診時までに、あらかじめ「要精検の場合は必ず精検を受けること」を含む「受診者への説明」資料を配布し、かつ、精密検査の勧奨時には、精密検査の重要性を十分に伝える。
- イ 精密検査の受診勧奨・再勧奨の徹底

精密検査受診勧奨用リーフレット(東京都作成)等の活用

ウ 精密検査機関一覧を要精検者に提示

要精検者が精密検査を受診するための利便性を向上させる。

<u>基準値未達成の検診の精検未把握率又は精検未受診率を下げ、類型Ⅲから類型Ⅳに移行するため</u> <u>の取組</u>

<未把握率が高い場合>

- ア 精検結果把握体制の構築
 - ・精検結果報告書(東京都統一様式)や都指針掲載の様式類の導入
 - ・ 精検結果回収ルートの整備

都内の状況をみると、精密検査実施医療機関から区市町村に報告されるまでに介在する医療機関が少ない回収ルートは精検結果未把握率が低い傾向にあります。

- 例1)精密検査実施医療機関から直接区市町村に報告
- 例2)精密検査実施医療機関から地区医師会を通じて区市町村に報告
- ・精検結果報告書の依頼文に報告期限を明記(例:精検実施日から1か月以内に返却など)
- ・精検結果について一次検診機関や要精検者本人に定期的に確認する

(例:3か月、6か月、1年後の計3回の確認など)。

- ・精検結果を自治体に報告しやすいよう、返送先が記載された返信用封筒を、予め検診機関又は精 検機関に配布しておく。
- イ 精密検査機関一覧を要精検者に提示

精検結果の報告に同意を得られた医療機関を一覧にし、要精検者に提示することで、精検結果が報告される体制を構築する。

<未受診率が高い場合>

- ア 一次検診受診時までに、あらかじめ「要精検の場合は必ず精検を受けること」を含む「受診者へ の説明」資料を配布し、かつ、精密検査の勧奨時には、精密検査の重要性を十分に伝える。
- イ 精密検査の受診勧奨・再勧奨の徹底 精密検査受診勧奨用リーフレット(東京都作成)等の活用
- ウ 精密検査機関一覧を要精検者に提示 要精検者が精密検査を受診するための利便性を向上させる。

類型IVに対する助言内容

貴自治体につきましては、全てのがん種において精検受診率が基準値を満たしておりましたので、引き続き、精度管理向上に向けた取組を実施してください。

要精検者0人の場合の助言内容

貴自治体につきましては、全てのがん種において要精検者がおりませんでした。検診の結果、要精 検者がでた際は、引き続き精検受診率向上に向けた取り組みを実施してください。